

別紙 4

自動車修繕等単価契約検査実施手順書

検査職員は、発注書（追加分を含む。）（共通仕様書に定める様式。以下同じ。）ごとに、以下に掲げる事項を確認し、別紙5「自動車修繕等検査チェックリスト」に基づき、検査を実施すること。

1 作業の履行確認

- (1) 発注書と自動車修繕等完了届（共通仕様書に定める様式。以下同じ。）及び自動車修繕等完了届内訳書（共通仕様書に定める様式。以下同じ。）との整合確認
- (2) 作業確認調書（プロセス確認用）（共通仕様書に定める様式。以下同じ。）と自動車修繕等完了届及び自動車修繕等完了届内訳書との整合確認
- (3) 記録写真（動画による記録を含む。）（共通仕様書で定める様式。以下同じ。）と自動車修繕等完了届及び自動車修繕等完了届内訳書との整合確認

2 部品の確認

- (1) 作業内容との整合確認
- (2) 作業確認調書（プロセス確認用）と自動車修繕等完了届及び自動車修繕等完了届内訳書との整合確認
- (3) 記録写真（動画による記録を含む。）と自動車修繕等完了届及び自動車修繕等完了届内訳書との整合確認
- (4) 数量の確認

3 材料等の補給・交換の確認

- (1) 作業内容との整合確認
- (2) 作業確認調書（プロセス確認用）と自動車修繕等完了届及び自動車修繕等完了届内訳書との整合確認
- (3) 記録写真（動画による記録を含む。）と自動車修繕等完了届及び自動車修繕等完了届内訳書との整合確認
- (4) 数量の確認

4 協議内容の確認

協議書に記載している協議事項について、協議内容の妥当性を確認

5 その他

- (1) 写真撮影基準を満足しない事実が確認された場合は、該当箇所の「重点目視確認」及び「動作確認」にて履行確認を行う。履行確認が困難な場合は、修補指示を行う。

